

令和3年12月28日開催

総務常任委員協議会資料

- 10月31日執行の上越市長選挙における確認団体によるビラ
頒布等事案に係る検証結果について 1～3

- 10月31日執行の上越市長選挙、衆議院議員総選挙等におけ
る投開票事務執行上問題となった事案に係る検証結果につい
て（概要） 4～11

10月31日執行の上越市長選挙における確認団体 によるビラ頒布等事案に係る検証結果について

1 検証について

令和3年10月31日執行の上越市長選挙において、市選挙管理委員会の誤った指導による確認団体のビラ頒布とポスター掲示事案があった。このことは、選挙執行の公正さに疑念を抱かせる可能性のある重大な事案であり、その検証を行い、改善を図ることは不可欠である。選挙に関する権限は市選挙管理委員会に属するが、検証に当たっては、市選挙管理委員会からの協力要請を受け、市長部局において必要な調査を行い、その原因と課題を分析するとともに、改善策等についてとりまとめたものである。

2 ビラ頒布等に至るまでの経過

9月20日	<ul style="list-style-type: none">市選挙管理委員会が立候補予定者説明会で確認団体について説明を行う。
10月15日 (告示日の前週)	<ul style="list-style-type: none">団体担当者2名が市選挙管理委員会を訪れ、既存の政治活動用ビラを示して、これをベースとしたビラ及びポスターの作成について、問題となる点はどこかを市選挙管理委員会担当者に相談する。市選挙管理委員会担当者は、政治活動用ビラを見ながら指導を行い、指導内容を団体担当者が持参したビラに記入した。指導内容が記されたビラから確認できる主な指導内容は次のとおり。<ul style="list-style-type: none">①政治活動用ビラは候補者氏名を記載できないので、候補者名を削除すること。②確認団体名の記載が必要となる。確認団体名に候補者名そのものが入っているが、団体名であることから、記載禁止の氏名には当たらないので記載すること。③オフィシャルサイトのURLは削除すること。④写真の掲載については問題ないこと。
10月18日	<ul style="list-style-type: none">団体担当者が、指導内容どおりに修正したビラを市選挙管理委員会に持参し、問題ないか再度確認を行う。市選挙管理委員会担当者は、確認団体名の文字を小さくするよう改めて指導し、他には問題がない旨を発言する。
10月20日	<ul style="list-style-type: none">団体担当者が、ポスターを持参し、市選挙管理委員会担当者に確認を行う。市選挙管理委員会担当者からは特段の指導なし。
10月23日頃 (告示日の前日頃)	<ul style="list-style-type: none">新聞折込業者から市選挙管理委員会に対し、確認団体から依頼のあったビラを新聞折込して構わないかについて確認がある。市選挙管理委員会事務局長が担当者に確認し、構わないと回答する。

3 誤った指導により生じた影響

- ・ 市選挙管理委員会担当者による誤った指導に従い作成されたビラが、市内一部地域に配布されたことにより、市民に公正であるべき選挙活動に疑念を抱かせ、各候補者及び関係者による選挙活動に影響を生じさせたことは否めない。

4 事案の検証に際し前提となる法的根拠

- ・ 当該ビラは、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 201 条の 9 第 1 項ただし書第 6 号の規定に該当するもの（政治活動用ビラ）として作成され、また当該ポスターは同項ただし書第 4 号の規定に該当するもの（政治活動用ポスター）として作成されたものであるところ、選挙期間中の政治活動用ビラの頒布については同項ただし書第 6 号の規定により当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならないものである。
- ・ 政治活動用ビラ及び政治活動用ポスターについては、公職選挙法第 201 条の 9 第 2 項で準用する同法第 201 条の 6 の規定により、候補者の氏名類推事項の記載が禁止されている。氏名類推事項には、氏や名のほか、顔写真や似顔絵、ニックネームも含まれるものと解されている。
- ・ 公職選挙法第 201 条の 9 第 1 項ただし書第 6 号のビラの届出は、上越市公職選挙法等執行規程（平成 4 年上越市選挙管理委員会規程第 1 号）第 46 条の規定により、見本 1 枚を添えて選挙管理委員会に提出することとされている。
- ・ 届出のあったビラ及びポスターに対する指導の方法については、公職選挙法に明確な規定はないが、選挙管理委員会には、公職選挙法第 201 条の 11 第 11 項の規定により、同法に違反する政治活動用文書図画の撤去権限及び警察への事前通報義務が定められていることからすれば、届出があったビラ及びポスターに不備があれば管理権限を行使し、適正に指導すべきものと考えられる。

5 誤った指導が行われた原因

市選挙管理委員会等に対する調査の結果、次の 2 点が本事案を引き起こした原因と考えるものである。

- ・ 市選挙管理委員会担当者は、公職選挙法など関係法令に対する理解・認識が不足しており、市選挙管理委員会の内容確認や許可は不要との誤った理解をしていたこと。
- ・ 上記の誤った理解に基づき、市選挙管理委員会内の情報共有や県選挙管理委員会への確認がなされず担当者の自己判断で確認・指導が行われたこと、さらには組織としての対応（決裁）がなされなかったこと。

6 総括と改善策

検証した結果、市選挙管理委員会内の組織上の課題として、専門的知識の不足、情報の不共有（未決裁）などの機能不全に起因するほか、事前準備の不足も重なった結果、発生したものと分析する。分析に基づき、次のとおり改善策を講ずるべきものとする。

- ・ 市選挙管理委員会事務局職員による関係法令の習熟

- ・ 関係法令の解釈や手続等について、自己の判断で対応せず、必ず組織として確認した後に対応すること。
- ・ 人事異動があっても知識・経験を確実に引き継ぐことができる組織体制に再構築すること。
- ・ 市選挙管理委員会内の情報共有や組織としての対応（決裁）を徹底すること。
- ・ 県選挙管理委員会との連携を強化し、市選挙管理委員会内で判断がつかない事案については、県選挙管理委員会に確認するとともに、必ず文書に記録し、組織内で情報共有（決裁）すること。
- ・ 各種届出に係る事前審査のチェック表の作成及びマニュアルの再構築を行い、確認を徹底すること。
- ・ 今後の立候補しやすい環境づくりに向け、候補者説明資料等について具体的な基準や例示を記載するよう見直すこと。

7 その他

本事案についての検証結果及び講ずべき改善策は上記のとおりであるが、本件が及ぼした影響に鑑み、本検証結果に基づき、市選挙管理委員会として、各候補者及び関係者に改めて謝罪するとともに、関係職員の懲戒処分等について別途検討すべきであることを付言する。

10月31日執行の上越市長選挙、衆議院議員総選挙等における 投開票事務執行上問題となった事案に係る検証結果について（概要）

1 検証について

令和3年10月31日執行の上越市長選挙、衆議院議員総選挙等において、投開票事務の執行上で問題となる不適切な取扱いがあった。このことは、選挙の公正さに疑念を抱かせかねない、ゆゆしき問題であり、その検証を行い、改善を図ることは不可欠である。選挙に関する権限は選挙管理委員会に属するが、検証に当たっては、市選挙管理委員会からの協力要請を受け、市長部局において必要な調査を行い、その原因や課題を分析するとともに、改善策についてとりまとめたものである。なお、確認団体によるビラ及びポスター作成に当たっての指導の誤りについては、検証中であり、後日別途報告する。

2 総括

検証した3つの不適切な事務の取扱いは、①市選挙管理委員会内の組織上の課題（情報の不共有、開票時における確認・指揮命令系統の機能不全）に起因するほか、②複数選挙（5種類の投票用紙の取扱い）により、投票・開票ともに作業量が増加したことに伴い、計画した人員や既存の投票・開票事務要領（手法）では対応しきれず、事前準備不足も重なった結果、発生したものと分析する。なお、担当した職員の懲戒処分等については、市選挙管理委員会の権限に属するものであり、今回の検証を踏まえて、別途検討すべきものであることを付言する。

改善策（共通）

- 選挙管理委員会における事前準備を含めた必要な人員・体制の確保、知識・経験を有する後継者の育成などを含む、組織体制の見直し
- 複数選挙や不測の事態を想定した、「事前準備・投票・開票時における業務フロー・業務マニュアル・業務体制」の再構築及び徹底

3 個別の検証結果（概要）

※詳細資料は6～11ページ

① 投票所における投票用紙の交付誤りについて

- ▶ 3か所の投票所において、投票用紙（小選挙区2枚、国民審査1枚）の残票が不足。1人に投票用紙を2枚交付した可能性が高い事案

主な要因

- ・ いずれの投票所においても、事務要領に記載のとおり投票用紙の二重交付を防止する対策（100枚の投票用紙から10枚の束を作成し、机に1枚ずつ机上に並べる作業）をとっていたが、選挙人で混雑した時間帯に対策が徹底できなかった。

主な改善策

- ・ 投票用紙の二重交付を防止する対策の徹底（注意喚起の強化、事務要領記載内容の見直し）
- ・ 投票所内の混雑状況を踏まえた受付人数の制限実施

- ・ 投票用紙自動交付機の追加配備の検討

② 投票状況確定速報の訂正について

- ▶ 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における投票状況確定速報において、誤った有権者数を発表した事案

主な要因

- ・ 有権者数を確認する調書について、① 投票管理者の記入誤り、② 開票所における点検係の修正指示の誤り・確認漏れ、③ 集計後の市選挙管理委員会の確認漏れが発生した。

主な改善策

- ・ 調書における手書き入力の見直し（様式の変更）
- ・ 投票管理者及び点検係による確認の強化（事務要領記載内容の見直し、予行練習の実施）
- ・ 点検係において複数人によるダブルチェックの実施
- ・ 市選挙管理委員会の最終確認体制の徹底（事務局内の業務フロー・業務マニュアル・業務体制の見直し）

中長期的な検討事項

- ・ ヒューマンエラー防止のため、ICTを活用した仕組み（自動入力・自動計算）の導入
- ・ 確認時間・人員の確保のため、投票所における投票時間の繰上げ及び投票所数の見直し

③ 各投票用紙の混入票処理の停滞等に伴う開票結果の確定遅延について

- ▶ 全選挙の混入票の確認が遅れたため、小選挙区の開票結果の確定時間が遅れたほか、市長選の開票結果の確定間近になった段階で、投票者数と投票数に95票分の乖離があることが判明し、確定時間が遅れた事案

主な要因

- ・ ①市長選の開票速報を優先させるため、市議補選の投票用紙の中の混入票の確認・回収が中断し、全選挙の混入票の確認が遅れ、小選挙区の開票結果の遅延につながったもの。②また、開票作業の終盤における混入票（市長選95票）の処理係が不明確であったため、疑問票係に混入票が届けられていたが、疑問票係にそれら进行处理する認識がなかったため（事務要領に未記載）、発見が遅れ、確定時間の遅延につながった。

主な改善策

- ・ 混入票を発見した場合における作業手順及び回付先の明確化（事務要領への記載）
- ・ 開票事務従事者の増員による混入票の確認・回収係の配置
- ・ 市選挙管理委員会の指揮監督体制の再構築（事務局内の業務フロー・業務マニュアル・業務体制の見直し）

10月31日執行の上越市長選挙、衆議院議員総選挙等における投開票事務の誤りについて

1 投票用紙の交付誤り（衆議院小選挙区選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査）

(1) 概要

- ・ 3か所の投票所において、小選挙区の投票用紙2枚、国民審査の投票用紙1枚が足りないことが判明した。
- ・ 残数不足判明直後から投票所内を捜索したが、投票用紙を発見できなかったことから、有権者1人に、それぞれ投票用紙を2枚交付した可能性がある。

(2) 経緯

- ・ 午前9時頃、三和区第1投票所（里公小学校）において、投票者数の定時報告の際に職務代理者が残票数を点検したところ、小選挙区の投票用紙1枚が足りないことが判明した。
- ・ 午前9時30分頃、合併前上越市の第25投票所（三郷小学校）において、交付係が投票用紙を確認したところ、小選挙区の投票用紙1枚が足りないことが判明した。
- ・ 午前11時30分頃、合併前上越市の第8投票所（上越高校）において、国民審査の投票用紙が、同時に配布していた比例代表の投票用紙よりも1枚少ないことが判明した。
- ・ 午前11時56分、当日の投票者数を選管事務局に報告するための携帯電話用アプリ「らくレポ」を使い、全ての投票管理者に対し、事務要領に基づいた投票用紙交付の徹底を依頼
- ・ 選挙管理委員や県選管への第一報を経て、午後5時17分に、改めて「らくレポ」を使い、全ての投票管理者に対し、投票用紙の確実な交付を委員長名で指示
- ・ 午後5時49分に県選管に状況報告、午後5時54分に報道機関に情報提供

(3) 原因・課題

- ・ 選挙管理委員会は、二重投票の具体的な防止策を事務要領に記載したほか、投票管理者等を通じて再三注意喚起しており、各投票所でも事前の打合せや予行練習などの対策はとられていたが、実際の投票事務において、選挙人で混雑した際に対策が徹底できない場面が生じた。

(4) 改善策

- ・ [継続・改善] 投票事務要領への具体的対策の記載、説明会における具体的な問題事例の説明等による注意喚起、投票日当日朝の投票用紙交付の際の、声かけ及び注意喚起文書の配付等を継続・改善する。
- ・ [継続] 投票管理者が中心となり、投票所の事前準備の際に、各担当の割振り、各業務の留意点の確認、当日朝の投票開始前の準備・段取り、途中で担当が変わる（休憩する）場合のタイミングや引継ぎ方法などについて詳細に打ち合わせ、全係員で共通認識を持った上で当日投票に臨むよう事務要領に明記し、説明会において周知徹底する。
- ・ [新規] 複数選挙の場合は、1票選挙に比べ投票所内に選挙人が滞在する時間が増えるため、一度に多くの選挙人が訪れた場合には、投票所内の混雑状況に応じて選挙人から受付でお待ちいただくなどの対応について、具体的な判断基準や対応方法を含めて検討する。

- ・ [拡充] 二重交付の防止にも効果が認められる投票用紙自動交付機の追加配備について検討する。

2 投票状況確定速報の訂正（上越市長選挙、上越市議会議員補欠選挙）

(1) 概要

- ・ 上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙の投票状況確定速報において、選挙当日の補正登録者数を、正しくは男0、女0、計0とするところ、誤って男2、女2、計4とし、誤った有権者数を発表した。
- ・ 報道機関からの問合せを受け、内容確認したところ誤りが判明し、当初の確定速報（午後9時40分）からおよそ3時間後に、上越市長選挙の投票率を訂正することとなった。（上越市議会議員補欠選挙の投票率は影響なし）

(2) 経緯

- ・ 点検係が、清里区第4投票区の「投票に関する調」を点検
- ・ 選挙当日の朝、投票用紙とともに配布した「有権者数一覧表」から「投票に関する調」への有権者数等の転記を誤り、「投票に関する調」の「選挙当日選挙権を有しない者の数」が未記入であったため、点検係が投票管理者に修正を指示した。
- ・ その際、投票管理者は記載場所を誤り、「選挙当日の補正登録者数」欄に記載した。
- ・ その結果、横計は合致していなかったが、点検係が検算する際、それに気付かず記載を誤ったまま点検が終了し、集計された。

(3) 原因・問題点

- ・ 投票管理者による「投票に関する調」の報告（記入）誤りと、それを点検係の検算の際に見落としたこと。
- ・ 投票結果集計後の選挙管理委員会の確認が不十分であったこと。

(4) 改善策

各投票所での記入誤りや検収段階での点検漏れを確実に防止するための事務要領等の整備と事務説明のほか、選挙管理委員会の最終確認を徹底する。

- ・ [継続] 特に重要な書類については、投票管理者に書類の記入方法、記入に当たっての注意事項等について記入例を追加配付するなどして周知徹底する。
- ・ [継続] 検収事務説明会において点検係主任への説明を徹底するほか、係主任から係員への指導や注意事項の伝達、当日の最終確認（予行練習）を確実に行うよう徹底する。
- ・ [継続] 点検係の事務要領に、チェック対象となる書類見本と具体的な点検事項等の資料を追加配付する。

- ・ [新規] 投票に関する調内のチェック事項「縦計」「横計」などのほかに、「数値が入っていないか。入っていれば選管に確認」などの記載を追加するほか、ダブルチェック、調書の報告・入力項目等の見直しを行う。
- ・ [継続] 他の速報等を含め、外部に公表する資料は、実務担当者・責任者→事務局長→委員長（開票管理者・選挙長）の確認を経て行うことを徹底する。また、その際の実績確認が直ちにできるよう、その時間帯にはあらかじめ定めた場所にいることを徹底するなど、選挙管理委員会の最終確認体制（業務フロー・マニュアル・体制）の見直しを行う。
- ・ [新規] 1投票所当たりの点検所要時間や選挙数に応じた検収事務要員数を精査の上、必要な人数を増員する。

＜中長期的な検討事項＞

- ・ 調書の内容をあらかじめ各投票所から報告・入力してもらい、事前チェックできるようにするなど、ICTを活用した仕組みの導入について検討する。
- ・ 検収段階における確認時間や従事者確保のため、投票所の投票時間の繰上げや投票所数の見直しについて検討する。

3 各種投票用紙の混入票処理の停滞等に伴う開票結果の確定遅延（上越市長選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙）

(1) 概要

- ・ 市長選の開票結果の確定間近となった段階で、投票者数と投票数に95票分の乖離があることが判明し、その確認に時間を要したことにより確定時間が遅れた。（当初確定予定時刻 23：50 から1時間30分遅延）
- ・ 小選挙区の得票集計は終了したものの、全選挙の混入票の確認が終了していなかったため、小選挙区の開票結果の確定時間が遅れた。（当初確定予定時刻 23：50 から37分遅延。開票終了から約47分経過）

(2) 経緯

21:00	・ 開票開始予定時間前（20:55）に全ての投票箱の送致が終わったため、21時から開票を行うこととしたが、開票開始を宣言する前の投票箱の施錠確認に時間を要したこともあり、開票開始の宣言が10分程遅れた。
21:10	・ 開票宣言及び開票開始（検収作業は継続）
21:20	・ 市長選の投票箱を開披。空の投票箱を立会人の確認を経て搬出 ・ 続いて市議補選の投票箱を開披し、空の投票箱を立会人の確認を経て搬出
21:30～	・ 市長選の投票用紙から、点字投票と他選挙の混入票確認作業を行い、確認作業終了後、市議補選の投票用紙から点字投票と混入票の取り出しを開始

	<ul style="list-style-type: none"> ・市議補選の確認作業の最中に、選管事務局長が市長選の開票作業を優先するよう指示。これにより市議補選の点字投票と混入票確認作業を中断して市長選の結束係と計数係、分類係が市長選のそれぞれの作業に移行 ・疑問票係は、その後も点字投票を探していたが、市長選の疑問票が出始めたことから本来業務に移行 ・市議補選での混入票確認者がいない状況となったため、事務局職員 2 人が市議補選の点字投票と混入票の回収作業を実施
22:00～	<ul style="list-style-type: none"> ・速報係が小選挙区及び市長選の開票速報を開始 ・以降、30 分おきに会場内に待機する報道機関への配布、会場内への掲示、市ホームページへの掲載を実施。目標設定の開票率に遅れはなく 23:30 までは予定通り進行
23:00 前	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選の分類が終了間近であったが、市議補選の最後の点字投票 1 票が見つからなかったため、手の空いた従事者 3～4 班に市議補選の分類をするよう事務局職員が依頼（点字投票は 23:00 頃に発見）
23:00 過ぎ	<ul style="list-style-type: none"> ・溜まった市長選の点検を進めるため、市議補選の分類に回した従事者の半分を市長選の点検作業に振り向けた。
23:40 頃	<ul style="list-style-type: none"> ・小選挙区の得票数と投票者数の差が 1 票となったことを衆院選担当の得票計算係主任が事務局長に報告。選管事務局において、他の投票箱と異なり小選挙区の投票箱は単独で配置しているため混入票は無く、持ち帰り 1 票と判断し、開票が確定できる状態となった。 ・しかし、市議補選の投票用紙の分類が終了しておらず、投票用紙の中に混入票がある可能性を否定できなかったため、委員長と事務局長の協議により、確定速報は市議補選の分類作業終了を待つこととした。 ・市議補選の分類作業で作業されていないテーブルがあったことから、作業が終了していた小選挙区の分類点検係に、市議補選の分類点検作業に協力するよう事務局長が指示
23:50 頃	<ul style="list-style-type: none"> ・【市長選】第 3 回開票速報（23:30）で市長選の開票率が 95%を超え、残るは端数票処理の段階となるなど当初の予定より早期に確定できる見込みとなったことから、予定していた第 4 回開票速報（24:00）を見送り、24 時過ぎを目標に確定報を出すこととして事務局長が了承 ・市長選の投票者数と得票数の差が数百票あったため、得票計算係主任が投票計算係と疑問票係のテーブルを確認。市長選の混入票が入ったイチゴパックが疑問票係テーブルにあったため、速やかに回付するよう依頼
24:15 頃	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選・市議補選担当の分類点検係の作業が終了 ・混入票を得票数に入力してもなお、市長選の投票数と得票数が 95 票合わないと事務局長が報告を受ける。 ・合わない 95 票を確認するため、選管事務局次長及び得票計算係主任が点検作業で使用した「投票に関する調」の入力状況、処理が終了し壁際に配置していた投票用紙の再確認を開始した。

24:27	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選・市議補選担当の分類点検係の作業が終了、混入票の確認を終了 ・これを受け小選挙区の開票結果を確定（当初確定予定時刻は 23:50、予定比+0:37。開票終了から約 47 分経過）
24:35	<ul style="list-style-type: none"> ・市長選・市議補選担当の投票計算係、計数係、結束係、連絡係係員が作業終了 ・この時点で、疑問票係は市議補選の疑問票を処理。市長選の混入票は市議補選の疑問票とともに疑問票係の机上のイチゴパックに随時回付されていた。 ・ただし、本来、混入票は疑問票ではないことから疑問票係が処理するものではなく、投票計算係が処理するもの。疑問票係はこの混入票が確認されていないことで市長選の確定が遅れていることを知らなかった。また、報告についても指示を受けていなかった。
24:50	<ul style="list-style-type: none"> ・報道機関向けの開票速報（30分おきの定時報告）が 23:30 以降滞っていたため、市長選の開票状況を速報（残票 95 票として報告）
25:20	<ul style="list-style-type: none"> ・得票計算係主任が、疑問票係に市長選の混入票（残票）があることを発見し、直ちに回付するよう依頼。併せて選管事務局次長に報告 ・市長選の開票結果が確定（当初確定予定時刻は 23:50、予定比+1:30）
25:55	<ul style="list-style-type: none"> ・市議補選の開票結果が確定（当初確定予定時刻は 25:40、予定比+0:15） ※26:10 に持ち帰り票の追記を報告
26:00	<ul style="list-style-type: none"> ・国民審査の開票結果が確定（当初確定予定時刻は 24:50、予定比+1:10）
26:05	<ul style="list-style-type: none"> ・比例代表の開票結果が確定（当初確定予定時刻は 24:30、予定比+1:35）

(3) 原因・課題・問題点

- ・ 当初の作業手順では、市長選の投票箱の開披に続き、市議補選の投票箱を開披し、それぞれ投票用紙の中にある他選挙の混入票と点字投票を早期に確認・回収することとされていたが、市長選の第 1 回目の開票速報（22:00）に一定程度の数字を出すことを優先させ、市議補選の投票用紙の中の混入票の確認・回収を全て中断した。
- ・ 市長選の得票計算を優先させ、また市議補選の本格的な作業の再開タイミングが遅かったために、全選挙の混入票の確認が遅れ、小選挙区の開票結果の確定遅延につながった。一部の開票作業を優先させるとしても、全票の早期分類は必須であるので、一部が市議補選の作業を継続すべきであった。
- ・ 23:50 頃に、一度は疑問票係に未処理の混入票があることを確認したが、95 票合わなかった段階では、疑問票係への確認は遅くなった。
- ・ 混入票の回付経路や、混入票の処理担当係が不明確で、徹底されていなかった。

(4) 改善策

- ・ 開票計画の作成に当たっては、早期に組織内で方針等を協議した上で、具体的な計画づくりや準備に着手するなど、組織内での情報共有を徹底する。

- ・ 複数選挙の場合、混入票その他特殊な投票の早期取り出し、作業手順や各票の回付先、処理担当等を明確に定め、事務要領と説明会により各係員に周知徹底する。
- ・ 当初計画を基本としつつも、現場では、臨機・柔軟な運営が求められる。現場で運用を変更する場合であっても、現場に混乱が生じないように、局長・次長は本部席で各係主任への指揮監督を行うなど、事務局内の業務フロー・マニュアル・体制の再構築を図る。また、各係間の連携、確認報告の徹底等について事務要領と説明会により各係主任に周知徹底する。
- ・ 票が不足している場合のほか、票が投票者数を上回る場合についての対応や確認事項をリスト化し、事務局長・次長等が管理する体制を構築する。
- ・ 特に複数選挙の場合は、検収作業を含め、開票作業全体の計画をより精査し、開披作業従事者の増員など、正規職員で不足する場合は、任用職員や外部委託による人員確保も検討する。